



11月13日(火)告示

松前町長選挙

投票日 11月18日(日)
7時～20時

12月10日任期満了に伴う、松前町長選挙が11月18日(日)に行われます。
皆さんの代表を選ぶ大切な選挙です。
必ず投票しましょう。

投票できる方は

20歳以上の日本国民であるという要件のほかに、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回の選挙で松前町選挙人名簿に登録されるのは、次の要件を満たしている方です。

- ① 昭和62年11月19日以前に生まれた方
- ② 平成19年8月12日以前から住民基本台帳に記載されている方
(他の市町村からの転入者については平成19年8月12日以前に転入届をした方)

投票区と投票所

投票区	投票所	区 域
第1投票区	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2投票区	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3投票区	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4投票区	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5投票区	東公民館	神崎・鶴吉
第6投票区	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7投票区	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8投票区	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9投票区	北川原集会所	北川原・塩屋

投票所入場券について

投票所入場券は、投票日の前日までに、選挙人であるかどうかを確かめるとともに、投票所を知らせるために郵送で交付されることになっています。

もし、投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へ申し出て交付を受けてください。なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付でその旨申し出てください。

投票日に投票所に行けない方は期日前投票を

仕事、病気又はレジャーなどで、投票日に投票所へ行って投票することができない方のために設けられた制度が期日前投票です。投票日に投票できない方は、この制度をご利用ください。

期日前投票のできる期間

期間 11月14日(水)～11月17日(土)

場 所 役場2階大会議室
8時30分～20時

※ 投票所入場券を持ってきてください。

(投票のできる期間に投票所入場券が届いていない場合でも投票はできます)

郵便による不在者投票制度

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの方で次の1から4に該当される方は、自宅で投票(郵便投票)ができます。

- 1 両方の足、体幹もしくは移動機能の障害で、手帳に1級もしくは2級と記載されている方
- 2 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸の障害で、手帳に1級もしくは3級と記載されている方

- 3 免疫の障害が1級から3級と記載されている方
- 4 介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方

※ 投票するためには、郵便投票証明書(有効期間があります)が必要です。

※ 投票用紙の請求期限は投票日前4日(11月14日(水))までです。

点字投票・代理投票

目の不自由な方は、投票所に点字器を用意しています。

また、身体が不自由なため字の書けない方は、投票所で申し出てください。本人に代わって職員が代理で書いてくれる代理投票制度があります。

この場合、投票の秘密は絶対守られますから安心して投票してください。

問い合わせ

松前町選挙管理委員会事務局

☎985-4132

